

高齢者虐待を防ぐために



高齢者虐待防止法・養護者支援法

(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)

この法律では、『高齢者虐待』を、65歳以上の高齢者に対し家族などの養護者または養介護施設従事者等が行う虐待と定義づけ、高齢者本人と養護者のどちらも支援することを目的としています。

虐待は「気が付かない」うちに、家庭や施設の中で起こっていることがあります。虐待の防止には、一人ひとりの「気づき」が大切です。高齢者虐待のない地域をともに築いていきましょう。

こんなことが **高齢者虐待** です

身体的虐待

- 殴る、つねる、蹴る、やけど、打撲させる
- 無理やり、食事を口に入れる
- ベッドにしぼりつけるなどの身体拘束、抑制をする
- 意図的に薬を過剰に服用させるなど



心理的虐待

- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 話しかけているのに意図的に無視する
- 故意に人前で恥をかかせる
- 侮辱をこめて子ども扱いするなど



介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)

- 衣服や身体が汚れている
- 水分や食事を十分に与えない
- 必要な医療や介護サービスの利用を制限する
- 室内にごみが放置されているなど、劣悪な住環境で生活させるなど



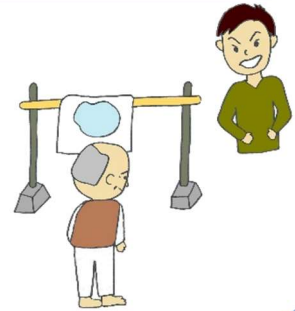
経済的虐待

- 生活費を渡さない
- 自宅等の財産を本人に無断で売る
- 年金や貯金などを本人に無断で使用するなど



性的虐待

- 排泄の失敗に対する罰として、下半身を裸にして放置する
- わいせつな行為をしたり、強要するなど



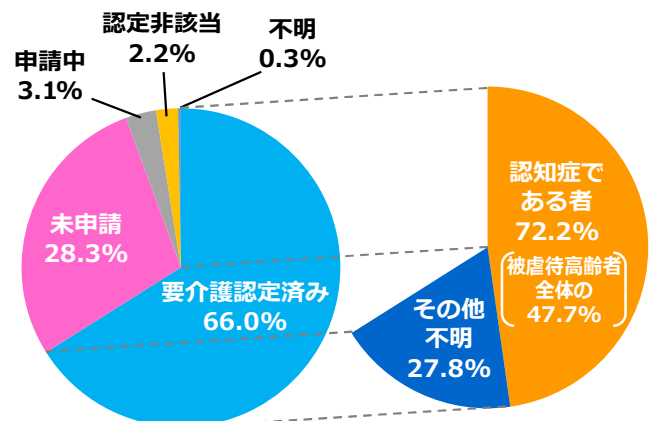
認知症 と 高齢者虐待

虐待を受けている高齢者のうち、66%が要介護認定を受けています。そのうち認知症である者（要介護認定者における認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者）は **72.2%**（被虐待高齢者全体の47.7%）を占めています。

（令和2年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果 より）

認知症がある場合の介護負担が、虐待と大きく関わっていると考えられます。

認知症の早期発見と適切な支援で介護の負担を減らし、虐待を未然に防ぎましょう。



【被虐待高齢者の要介護認定の状況】

介護の悩みをひとりで抱え込まないために

介護者の方へ

POINT
1

専門機関に相談

介護の悩みなどがあれば、
地域包括支援センター
などに相談して
みましょう。



POINT
2

介護仲間との交流

家族会などに参加
することで、介護の
ポイントや役立つ
情報が得られます。



POINT
3

周囲の協力

ご近所や知り合いの方に、
協力を求めてみましょう。
きっと力になって
くれます。



POINT
4

サービスの活用

介護保険や福祉の
サービスを利用して、
介護負担を
減らしましょう。



POINT
5

成年後見制度の利用

成年後見制度は、認知症などにより判断能力が十分でない人の預貯金の管理（財産管理）や、日常生活上のさまざまな契約など（身上監護）を本人に代わって後見人などが支援する制度です。悪質商法の対処法としても有効です。



地域の見守りで虐待を防ごう！

市役所もやいネットセンター

地域包括支援センター

ケアマネジャー

民生委員

介護保険施設等

社会福祉協議会

弁護士会

地域福祉コーディネーター

法務局・人権擁護委員

福祉員

健康福祉センター

老人クラブ

医師会・医療機関等

コミュニティ・自治会

地域住民

警察署・消防署



虐待をしている本人も、自分では虐待と気づかないことがあります。

高齢者とその家族が孤立しないように、地域や周りの方のあたたかい見守り、
気遣い、ねぎらいが高齢者虐待を防ぎます。

早期発見
のために

虐待を見過ごさない！

地域の高齢者に無関心でいませんか？

虐待を受けている高齢者や、介護疲れの家族は、何らかのサインを発しています。

ご近所に、こんな高齢者はいませんか？

がついた項目が多いほど、支援の必要性が高い状態です。

暴力を受けている、怒鳴られる、年金を取られるなどと訴えている

あざや傷があるのに、理由を聞いてもはっきりしない

家族が介護でとても疲れていたり、高齢者の悪口を言っている

介護や病気の相談をする人がいないようだ

一人暮らしや高齢夫婦世帯で、最近、姿を見かけなくなった

高齢者を訪ねると家族に嫌がられたり、会わせてもらえない

昼間でも雨戸がしまっている

家の周囲にゴミが放置されたり、異臭がする

郵便受けが新聞や郵便物で一杯になっている

家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする

暑い日や寒い日、雨の日なのに高齢者が長時間外にいる

高齢者が道路に座り込んだり、徘徊していることがある

介護が必要なのに、サービスを利用している様子がない

高齢者の服が汚れていたり、お風呂に入っている様子がない

最近、セールスや営業の車が来ることが多くなった

家族がいるのに、いつもコンビニなどで一人分のお弁当を買っている

東京都老人総合研究所作成

虐待かな？と思ったら

虐待に気づいた時、迷った時には、市町村等に通報するよう定められています。虐待の早期発見が、事態の深刻化を防ぐことにつながります。皆様からの通報は、高齢者を守るだけでなく、虐待をしている養護者を救うことにもなります。

※通報したことにより、個人情報漏れたり不利益な扱いを受けることはありません。

相談窓 □

周南東部地域包括支援センター(久米・榑浜・鼓南・熊毛) 0834-29-1155

つづみ園地域包括支援センター(周陽・桜木・秋月・岐山・大津島) 0834-28-7055

徳山医師会地域包括支援センター(遠石・関門・中央・今宿) 0834-32-9035

周南西部地域包括支援センター(畠・菊川・和・福川・瀬野・戸・夜) 0834-62-6301

周南北部地域包括支援センター(須々万・長穂・向道・中須・須金・鹿野) 0834-87-2000

周南市地域福祉課 もやいネットセンター担当..... 0834-22-8200